



No. 14  
近畿地方整備局  
事業評価監視委員会  
平成26年度第3回

一般国道8号  
しお づ  
塩津バイパス

【再評価】

平成26年11月  
近畿地方整備局

# 事業の概要

## 一般国道8号 塩津バイパス

### 事業の目的

- 交通安全の確保
- 広域的な代替路の確保

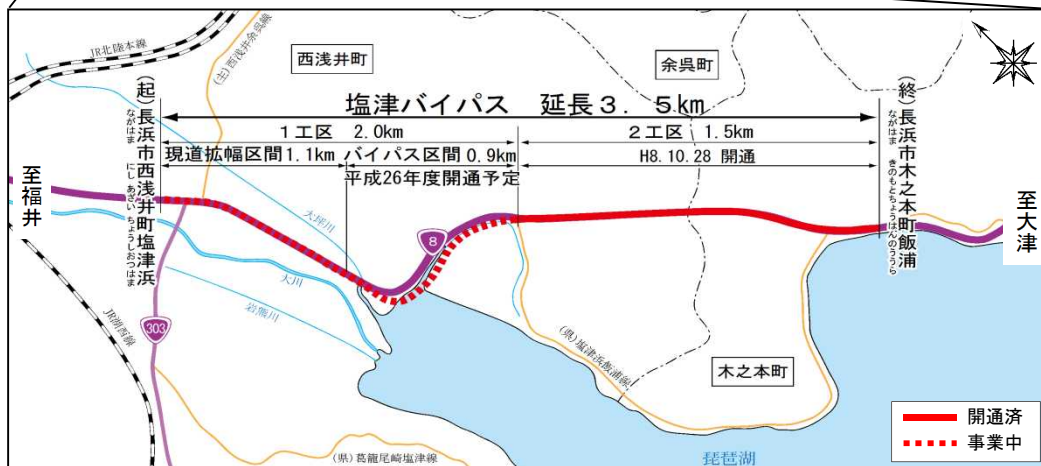
### 事業の概要、進捗状況

|        |  |
|--------|--|
| 区間     | ながはま にしあざいちょうしおつ はま<br>(起) 滋賀県長浜市西浅井町塩津浜<br>ながはま き のもとちょうはんのうら<br>(終) 滋賀県長浜市木之本町飯浦 |
| 道路延長   | 3.5km  |
| 構造規格   | 第3種第2級   |
| 設計速度   | 60km/h   |
| 車線数    | 2車線  |
| 標準幅員   | 17.0m  |
| 計画交通量  | 12,800台/日  |
| 全体事業費  | 123億円  |
| 事業化    | 昭和59年度   |
| 都市計画決定 | —  |
| 用地着手   | 昭和60年度   |
| 工事着手   | 平成元年度  |
| 開通延長   | 1.5km  |
| 事業進捗率  | 約82% (平成26年3月末現在)  |
| 用地取得率  | 約69% (面積ベース、同上)  |

### 位置図

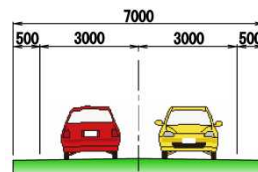


### 写真

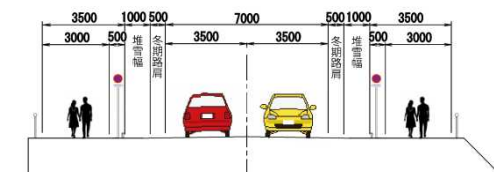


### 標準断面図

[単位: mm]



(現況)



(計画)

# 再評価の視点

一般国道8号 塩津バイパス

| 再評価の視点              |                           | 現在の状況   | 備考                          |
|---------------------|---------------------------|---|-----------------------------|
| 事業の必要性に関する視点        |                           |   |                             |
| 1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化  | 前回再評価時点(H23年11月)から大きな変化なし | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 交通量に大きな変化がない</li> <li>■ 周辺的主要道路である北陸自動車道の年間通行止め回数に大きな変化がなく広域的な代替路の必要性に変化がない</li> </ul> |                             |
| 2) 事業の整備効果          | 前回再評価時点(H23年11月)から大きな変化なし |   |                             |
| 3) 事業の投資効果          | 社会経済情勢等に大きな変化がないため算出を省略   | 前回<br>全体 B/C 1.2<br>残事業 B/C 1.4   |                             |
| 4) 地域における計画等        | 前回再評価時点(H23年11月)から変化なし    |   |                             |
| 事業の進捗の見込みの視点        |                           | 進捗率(事業費) 82%<br>用地取得率(面積) 69%   | 平成26年度1工区0.9km区間2車線<br>供用予定 |
| コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点 |                           | 新技術、新工法の採用など<br>引き続き検討  |                             |

# 3. 事業進捗の見込みの視点 一般国道8号 塩津バイパス

## 1) 事業の進捗状況

### 平成26年度事業内容

- ・現在、1工区のバイパス区間 (0.9km) において、改良・舗装工事を実施しています。

### 進捗状況

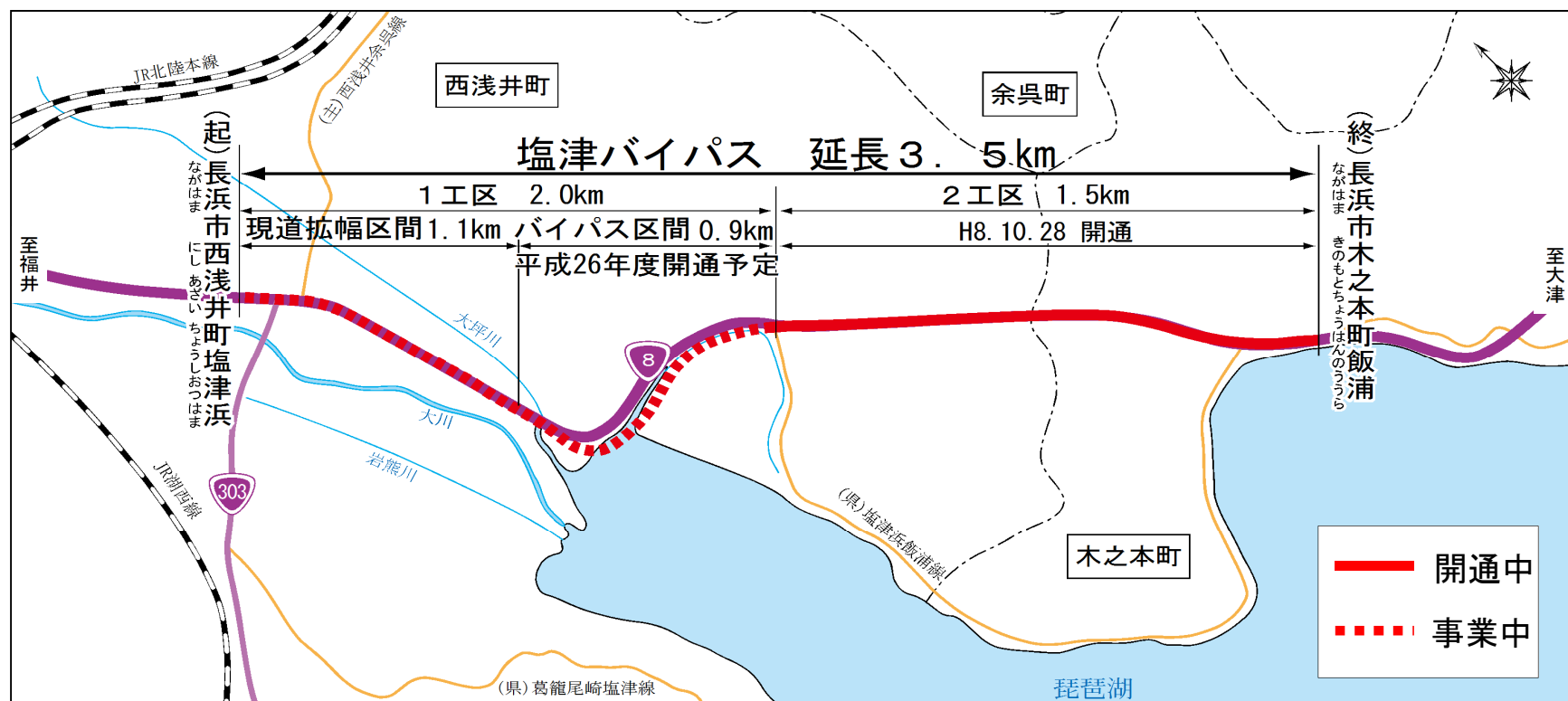
- ・平成25年度までの進捗は、用地進捗率約69% (面積ベース)、事業進捗率約82% (事業費ベース) です。

### 事業進捗上の課題

- ・1工区のバイパス区間 (0.9km) においては、大きな課題はありません。
- ・1工区の現道拡幅区間 (1.1km) においては、公図混乱箇所があり、地図訂正中。

## 2) 今後の事業スケジュール等

- ・1工区のバイパス区間 (0.9km) は、引き続き事業を推進し、平成26年度に2車線で開通する予定です。
- ・1工区の現道拡幅区間 (1.1km) は、用地買収を推進します。



### ■滋賀県知事

平成26年10月27日 滋道第815号

近畿地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針(原案)の作成に係る意見照会について(回答)

一般国道8号塩津バイパスについては、対応方針(原案)で【事業継続】とされているとおり、事業効果の早期発現に向けてさらなる整備促進をお願いしたい。

地元も歩行者等の安全確保、交通事故等の課題解消のため、当該事業(優先区間として設定されているバイパス区間だけでなく、現道拡幅区間も含めた1工区全区間)の事業推進、早期完成を強く望んでおります。

なお、一層の事業推進にあたって必要な予算の確保とともに、徹底したコスト縮減に取り組んでいただきたい。

しお っ  
塩津バイパスは、事業の必要性等に関する視点に変更はなく、事業の進捗の見込みの視点から継続が妥当と判断できる。

引き続き事業を推進し、早期の開通を目指すことが適切である。

**事業継続**

国近整企画64号  
平成26年10月21日

滋賀県知事 殿

近畿地方整備局長

近畿地方整備局事業評価監視委員会に諮る  
対応方針(原案)の作成に係る意見照会について

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政に対するご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当地方整備局管内における直轄事業については、国土交通省所管公共事業の再評価実施要領(以下「実施要領」という。)に基づき、事業採択後一定期間が経過している事業等について、その効率性、実施過程の透明性を図るべく、近畿地方整備局事業評価監視委員会(以下「委員会」という。)において、再評価に係る対応方針(原案)について審議しております。

このたび、平成26年11月10日(月)に委員会を開催することとなりましたので、実施要領に基づき、委員会に諮る対応方針(原案)の作成にあたり、平成26年11月4日(火)までに、別紙について貴職のご意見を承りたく依頼いたします。

※ご意見の送付・問い合わせ先

近畿地方整備局 企画部 企画課 事業評価係

電話 06-6942-1141

FAX 06-6942-7463

(別紙)

(再評価)

【道路事業】

| 事業名          | 「対応方針(原案)」案※ | 備考 |
|--------------|--------------|----|
| 一般国道8号塩津バイパス | 事業継続         |    |

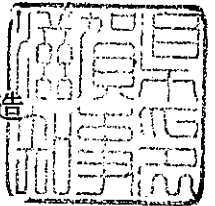
※貴県の意見を踏まえ、近畿地方整備局事業監視委員会へ諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。



滋 道 第 815 号  
平成 26 年(2014 年) 10 日 27 日

国土交通省  
近畿地方整備局長 様

滋賀県知事 三日月 大造



近畿地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針  
(原案) の作成に係る意見照会について (回答)

平成 26 年 10 月 21 日付け国近整企画 64 号で照会のありましたこのことについて、下記のとおり回答します。

記

一般国道 8 号塩津バイパスについては、対応方針 (原案) (案) で【事業継続】とされているとおり、事業効果の早期発現に向けてさらなる整備促進をお願いしたい。

地元も歩行者等の安全確保、交通事故等の課題解消のため、当該事業 (優先区間として設定されているバイパス区間だけでなく、現道拡幅区間も含めた 1 工区全区間) の事業推進、早期完成を強く望んでおります。

なお、一層の事業推進にあたって必要な予算の確保とともに、徹底したコスト縮減に取り組んでいただきたい。